

ドライビングライセンス定期積金 商品概要説明書 (平成26年4月1日現在)

商品名	ドライビングライセンス定期積金
取扱日	平成26年4月1日～ ○取扱いの終了期間は特に定めのないものとしますが、情勢に変化があった場合は取扱いを中止します。
ご利用頂ける方	○個人のお客さま
対象商品	○対象商品・・・個人向けの定期積金 ○対象契約期間・・・1年以上 ○対象掛込金額・・・毎月の掛込金額が5千円以上の契約に限ります。 ○対象掛込方法・・・契約時の毎回の掛込（ボーナスによる掛込を含みます）方法が当JAの普通口座（総合含む）からの自動振替契約または窓口での払込に限ります。
特典内容	○当商品のご契約により、提携先の自動車学校（大曲自動車学校、大曲中央自動車学校、仙北自動車学校、角館自動車学校）とP&Gミュラーで優遇特典が受けられる会員証をプレゼントします。更に、マイカー購入に伴う際に、当JAのローンをご利用する場合の特典が受けられる会員証もプレゼントします。 但し、定期積金を中途解約された場合は、会員証は無効となります。
中途解約時の取扱	○原則、中途解約は出来ませんが、やむを得ず中途解約された場合は、中途解約日現在の普通貯金利率となります。
給付補填金 (1)適用利回り (2)税金	○契約期間1年以上・・・当組合定期積金の当初契約時の店頭表示金利の利回りを満期日まで適用します。 ○20%（国税15%、地方税5%）の分離課税となります。 但し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。
貯金 保険制度 (公的制度)	○保護対象 当貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理 措置および 紛争解決 措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融推進課（電話：0187-42-8092）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できません。上記当組合金融推進課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。）
その他	○目標積立金額に対する毎月の掛金額の試算については、当JAの金融窓口までお問い合わせください。 ○他のキャンペーンとの併用は出来ません。